

# 長野県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則及び長野県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則案について

義務教育課  
高校教育課  
特別支援教育課

## 1 改正の理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）の施行に伴い、地方公務員に関して、従前の勤務評定を改め、新たに人事評価が導入されることに伴い所用の改正を行う。

## 2 改正の内容

人事評価制度の基準を満たす現行の教職員評価制度（給与査定等資料及び自己申告による評価）を法律上の人事評価制度に位置づけるよう改正する。

## 3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

長野県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則及び長野県市町村立  
学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則案

(長野県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

第1条 長野県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和34年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県立学校職員の人事評価に関する規則

第1条中「第40条第1項」を「第23条の2第1項」に、「勤務成績の評定」及び「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第2条の見出し中「勤務評定」を「人事評価」に改め、同条中「勤務評定は、すべて」を「人事評価は、全て」に改める。

第3条(見出しを含む。)中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第4条の見出し中「勤務評定」を「人事評価」に改め、同条第1項中「評定者(評定(勤務評定))」を「評価者(評価(人事評価))」に、「勤務評定書によって評定」を「人事評価書によって評価」に改め、同条第2項中「評定者による評定」を「評価者による評価」に、「勤務評定書」を「人事評価書」に改め、同条第3項中「評定者及び」を「評価者及び」に改め、同項の表中

「

被 評 定 者	評 定 者	を
---------	-------	---

」

「

被 評 価 者	評 価 者	に改め、同条第4項中「評定及
---------	-------	----------------

」

び」を「評価及び」に、「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第5条(見出しを含む。)から第7条までの規定中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

(長野県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

第2条 長野県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和34年長野県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県市町村立学校職員の人事評価に関する規則

第1条中「第46条」を「第44条」に、「勤務成績の評定」及び「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第2条の見出し中「勤務評定」を「人事評価」に改め、同条中「勤務評定は、すべて」を「人事評価は、全て」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第4条の見出し中「勤務評定」を「人事評価」に改め、同条第1項中「評定者（評定（勤務評定）」を「評価者（評価（人事評価）」に、「勤務評定書によって評定」を「人事評価書によって評価」に改め、同条第2項中「評定者による評定」を「評価者による評価」に、「勤務評定書」を「人事評価書」に改め、同条第3項中「評定者及び」を「評価者及び」に改め、同項の表中

「

被 評 定 者	評 定 者	を
---------	-------	---

」

「

被 評 価 者	評 価 者	に改め、同条第4項中「評定及
---------	-------	----------------

」

び」を「評価及び」に、「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第5条中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第6条（見出しを含む。）から第8条までの規定中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

# 長野県立学校職員の勤務成績の認定に関する規則新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行																								
<p style="text-align: center;">長野県立学校職員の人事評価に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第1項の規定による県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の規定の適用を受ける職員に限る。以下「職員」という。）の人事評価（以下「人事評価」という。）は、この規則の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(人事評価の実施の範囲)</p> <p>第2条 人事評価は、全ての職員について実施する。ただし、臨時的任用の職員及び長野県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指定する職員については、その一部又は全部を実施しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">(人事評価の区分及び期間)</p> <p>第3条 人事評価は、次の各号に掲げる人事評価の区分に応じ、当該各号に定める期間について実施するものとする。</p> <p>(1) 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う人事評価 毎年1月1日から12月31日までの期間</p> <p>(2) 職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う人事評価 毎年4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間</p> <p style="text-align: center;">(人事評価の実施)</p> <p>第4条 評価者（評価（人事評価のうち次項の規定による調整に係るものを除いたものをいう。以下同じ。）を行う者をいう。次項及び第3項において同じ。）は、教育長の定める人事評価書によって評価を行うものとする。</p> <p>2 調整者（調整（評価者による評価について職員間の権衡を考慮して必要な調整を行うことをいう。以下この項及び第4項において同じ。）を行う者をいう。次項において同じ。）は、教育長の定める人事評価書によって調整を行うものとする。</p> <p>3 評価者及び調整者は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">被評価者</th> <th style="text-align: center;">評価者</th> <th style="text-align: center;">調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">校長</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">教育長</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副校長・教頭・教諭・養護教諭・栄養教諭・助校長</td> <td></td> <td style="text-align: center;">副校長</td> <td style="text-align: center;">教育長</td> </tr> </tbody> </table>	被評価者		評価者	調整者	校長		教育長		副校長・教頭・教諭・養護教諭・栄養教諭・助校長		副校長	教育長	<p style="text-align: center;">長野県立学校職員の勤務成績の認定に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条第1項の規定による県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の規定の適用を受ける職員に限る。以下「職員」という。）の勤務成績の評価（以下「勤務評価」という。）は、この規則の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(勤務評価の実施の範囲)</p> <p>第2条 勤務評価は、すべての職員について実施する。ただし、臨時的任用の職員及び長野県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指定する職員については、その一部又は全部を実施しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">(勤務評価の区分及び期間)</p> <p>第3条 勤務評価は、次の各号に掲げる勤務評価の区分に応じ、当該各号に定める期間について実施するものとする。</p> <p>(1) 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う勤務評価 毎年1月1日から12月31日までの期間</p> <p>(2) 職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う勤務評価 毎年4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間</p> <p style="text-align: center;">(勤務評価の実施)</p> <p>第4条 評定者（評定（勤務評価のうち次項の規定による調整に係るものを除いたものをいう。以下同じ。）を行う者をいう。次項及び第3項において同じ。）は、教育長の定める勤務評価書によって評定を行うものとする。</p> <p>2 調整者（調整（評定者による評価について職員間の権衡を考慮して必要な調整を行うことをいう。以下この項及び第4項において同じ。）を行う者をいう。次項において同じ。）は、教育長の定める勤務評価書によって調整を行うものとする。</p> <p>3 評定者及び調整者は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">被評定者</th> <th style="text-align: center;">評定者</th> <th style="text-align: center;">調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">校長</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">教育長</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副校長・教頭・教諭・養護教諭・栄養教諭・助校長</td> <td></td> <td style="text-align: center;">副校長</td> <td style="text-align: center;">教育長</td> </tr> </tbody> </table>	被評定者		評定者	調整者	校長		教育長		副校長・教頭・教諭・養護教諭・栄養教諭・助校長		副校長	教育長
被評価者		評価者	調整者																						
校長		教育長																							
副校長・教頭・教諭・養護教諭・栄養教諭・助校長		副校長	教育長																						
被評定者		評定者	調整者																						
校長		教育長																							
副校長・教頭・教諭・養護教諭・栄養教諭・助校長		副校長	教育長																						

改正案

現行

教諭・養護助教諭・講師・実習助手・寄宿舎指導員	教諭・養護助教諭・講師・実習助手・寄宿舎指導員
<p>4 教育長は、第1項及び第2項の規定による評価及び調整の結果（以下「人事評価の結果」という。）を、長野県教育委員会に報告するものとする。                  （人事評価の結果の開示）</p> <p>第5条 人事評価の結果は、教育長の定めるところにより、人事評価を受けた職員本人に開示するものとする。                  （苦情の申出）</p> <p>第6条 前条の規定により開示を受けた職員は、人事評価の結果に苦情があるときは、教育長の定めるところにより、長野県教育委員会に対し苦情を申し出ることができる。                  （委任）</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施について必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>4 教育長は、第1項及び第2項の規定による評定及び調整の結果（以下「勤務評定の結果」という。）を、長野県教育委員会に報告するものとする。                  （勤務評定の結果の開示）</p> <p>第5条 勤務評定の結果は、教育長の定めるところにより、勤務評定を受けた職員本人に開示するものとする。                  （苦情の申出）</p> <p>第6条 前条の規定により開示を受けた職員は、勤務評定の結果に苦情があるときは、教育長の定めるところにより、長野県教育委員会に対し苦情を申し出ることができる。                  （委任）</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、勤務評定の実施について必要な事項は、教育長が定める。</p>

## 長野県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（第2条関係）

改正案	現行																
<p style="text-align: center;">長野県市町村立学校職員の人事評価に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第44条</u>の規定に基づき市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）教育委員会が行う<u>費負担教職員</u>（以下「職員」という。）の<u>人事評価</u>（以下「人事評価」という。）は、この規則の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(人事評価の実施の範囲)</p> <p>第2条 <u>人事評価</u>は、<u>全ての職員</u>について実施するものとする。ただし、<u>臨時的任用の職員及び長野県教育委員会教育長</u>（以下「教育長」という。）の指定する職員については、その一部又は全部を実施しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">(人事評価の区分及び期間)</p> <p>第3条 <u>人事評価</u>は、次の各号に掲げる<u>人事評価</u>の区分に応じ、当該各号に定める期間について実施するものとする。</p> <p>(1) 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う<u>人事評価</u> 毎年1月1日から12月31日までの期間</p> <p>(2) 職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う<u>人事評価</u> 毎年4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間</p> <p style="text-align: center;">(人事評価の実施)</p> <p>第4条 <u>評価者</u>（<u>評価</u>（<u>人事評価</u>のうち次項の規定による調整に係るものを除いたものをいう。以下同じ。）を行う者）をいう。次項及び第3項において同じ。）は、教育長の定める<u>人事評価</u>書によって<u>評価</u>を行うものとする。</p> <p>2 <u>調整者</u>（<u>調整</u>（<u>評価者</u>による<u>評価</u>について職員間の権衡を考慮して必要ない調整を行うことをいう。以下この項及び第4項において同じ。）を行う者）をいう。次項において同じ。）は、教育長の定める<u>人事評価</u>書によって調整を行うものとする。</p> <p>3 <u>評価者及び調整者</u>は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">区分</td> <td style="width: 45%;">被評価者</td> <td style="width: 20%;">評価者</td> <td style="width: 20%;">調整者</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>校長</td> <td>市町村教育委員会 の教育長</td> <td></td> </tr> </table>	区分	被評価者	評価者	調整者	学校	校長	市町村教育委員会 の教育長		<p style="text-align: center;">長野県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第46条</u>の規定に基づき市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）教育委員会が行う<u>費負担教職員</u>（以下「職員」という。）の<u>勤務成績の評定</u>（以下「勤務評定」という。）は、この規則の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(勤務評定の実施の範囲)</p> <p>第2条 <u>勤務評定</u>は、<u>すべての職員</u>について実施するものとする。ただし、<u>臨時的任用の職員及び長野県教育委員会教育長</u>（以下「教育長」という。）の指定する職員については、その一部又は全部を実施しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">(勤務評定の区分及び期間)</p> <p>第3条 <u>勤務評定</u>は、次の各号に掲げる<u>勤務評定</u>の区分に応じ、当該各号に定める期間について実施するものとする。</p> <p>(1) 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う<u>勤務評定</u> 毎年1月1日から12月31日までの期間</p> <p>(2) 職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う<u>勤務評定</u> 毎年4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間</p> <p style="text-align: center;">(勤務評定の実施)</p> <p>第4条 <u>評定者</u>（<u>評定</u>（<u>勤務評定</u>のうち次項の規定による調整に係るものを除いたものをいう。以下同じ。）を行う者）をいう。次項及び第3項において同じ。）は、教育長の定める<u>勤務評定</u>書によって<u>評定</u>を行うものとする。</p> <p>2 <u>調整者</u>（<u>調整</u>（<u>評定者</u>による<u>評定</u>について職員間の権衡を考慮して必要ない調整を行うことをいう。以下この項及び第4項において同じ。）を行う者）をいう。次項において同じ。）は、教育長の定める<u>勤務評定</u>書によって調整を行うものとする。</p> <p>3 <u>評定者及び調整者</u>は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">区分</td> <td style="width: 45%;">被評定者</td> <td style="width: 20%;">評定者</td> <td style="width: 20%;">調整者</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>校長</td> <td>市町村教育委員会 の教育長</td> <td></td> </tr> </table>	区分	被評定者	評定者	調整者	学校	校長	市町村教育委員会 の教育長	
区分	被評価者	評価者	調整者														
学校	校長	市町村教育委員会 の教育長															
区分	被評定者	評定者	調整者														
学校	校長	市町村教育委員会 の教育長															

改正案			現行		
副校長・教頭・教諭・養護教諭・ 栄養教諭・助教諭・養護助教 諭・講師・学校栄養職員・事務 職員	校長	市町村教育委 員会の教育長	副校長・教頭・教諭・養護教諭・ 栄養教諭・助教諭・養護助教 諭・講師・学校栄養職員・事務 職員	校長	市町村教育委 員会の教育長
共同調理場	学校栄養職員	共同調理場の 教育長	共同調理場	学校栄養職員	共同調理場の 教育長
<p>4 市町村教育委員会の教育長は、第1項及び第2項の規定による<u>評価及び調</u> <u>整の結果</u>（以下「<u>人事評価の結果</u>」という。）を、教育長の定めるところによ り、市町村教育委員会に報告するものとする。 （報告）</p> <p>第5条 市町村教育委員会は、<u>人事評価の結果</u>を、教育長の定めるところによ り、長野県教育委員会に報告するものとする。 （<u>人事評価の結果の開示</u>）</p> <p>第6条 市町村教育委員会は、<u>人事評価の結果</u>を、教育長の定めるところによ り、<u>人事評価</u>を受けた職員本人に開示するものとする。 （<u>苦情の申出</u>）</p> <p>第7条 前条の規定により開示を受けた職員は、<u>人事評価の結果</u>に苦情がある ときは、教育長の定めるところにより、市町村教育委員会に対し苦情を申し 出ることができる。 （委任）</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、<u>人事評価の実施</u>について必要な事項は、 教育長が定める。</p>			<p>4 市町村教育委員会の教育長は、第1項及び第2項の規定による<u>評定及び調</u> <u>整の結果</u>（以下「<u>勤務評定の結果</u>」という。）を、教育長の定めるところによ り、市町村教育委員会に報告するものとする。 （報告）</p> <p>第5条 市町村教育委員会は、<u>勤務評定の結果</u>を、教育長の定めるところによ り、長野県教育委員会に報告するものとする。 （<u>勤務評定の結果の開示</u>）</p> <p>第6条 市町村教育委員会は、<u>勤務評定の結果</u>を、教育長の定めるところによ り、<u>勤務評定</u>を受けた職員本人に開示するものとする。 （<u>苦情の申出</u>）</p> <p>第7条 前条の規定により開示を受けた職員は、<u>勤務評定の結果</u>に苦情がある ときは、教育長の定めるところにより、市町村教育委員会に対し苦情を申し 出ることができる。 （委任）</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、<u>勤務評定の実施</u>について必要な事項は、 教育長が定める。</p>		